

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【公開番号】特開2016-212540(P2016-212540A)

【公開日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-068

【出願番号】特願2015-93822(P2015-93822)

【国際特許分類】

G 07 D 1/00 (2006.01)

G 07 D 9/00 (2006.01)

【F I】

G 07 D 1/00 3 4 1 Z

G 07 D 9/00 3 2 6

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

紙幣処理装置であって、

装置本体と、

前記装置本体の正面に設けられる紙幣挿入口と、

前記紙幣挿入口の近傍に配置され、前記装置本体の正面に設けられる紙幣払出口と、

前記紙幣払出口に設けられ、前記紙幣払出口を開閉するシャッタと、

前記装置本体の内部に設けられた、前記紙幣挿入口と前記紙幣払出口とをつなぐ単一経路の紙幣搬送通路であって、前記紙幣挿入口から受け入れられ、釣り札として使用可能な第1の紙幣を、前記装置本体の内部を循環させて前記紙幣払出口に搬送可能な紙幣搬送通路と、を備え、

前記紙幣払出口は、前記シャッタが開くことにより複数の前記第1の紙幣を一括して取り出し可能に構成されることを特徴とする紙幣処理装置。

【請求項2】

前記紙幣搬送通路が、前記紙幣挿入口から受け入れられた前記第1の紙幣を下方に搬送する第1の搬送通路と、下方に搬送された前記第1の紙幣を上方に搬送する第2の搬送通路と、上方に搬送された前記第1の紙幣を前記紙幣払出口に向けて下方に搬送する第3の搬送通路と、を有することを特徴とする請求項1に記載の紙幣処理装置。

【請求項3】

前記第1の搬送通路に設けられ、前記紙幣挿入口から受け入れられた紙幣の種類を識別する紙幣識別部をさらに備えることを特徴とする請求項2に記載の紙幣処理装置。

【請求項4】

前記第2の搬送通路上に前記紙幣挿入口及び前記紙幣識別部に対向するように着脱可能に設けられ、前記第1の紙幣を収納する第1の紙幣収納部と、

前記第1の紙幣収納部の下流側に設けられ、釣り札として使用されない第2の紙幣を収納する第2の紙幣収納部と、をさらに備えることを特徴とする請求項3に記載の紙幣処理装置。

【請求項5】

前記第2の搬送通路上に設けられ、前記第1の紙幣収納部に収納された前記第1の紙幣を繰出す紙幣繰出し機構をさらに備えることを特徴とする請求項4に記載の紙幣処理装置。

【請求項6】

紙幣処理装置であって、

装置本体と、

前記装置本体の正面に設けられる紙幣挿入口と、

前記紙幣挿入口の近傍に配置され、前記装置本体の正面に設けられる紙幣払出口と、

前記装置本体の内部に設けられた、前記紙幣挿入口と前記紙幣払出口とをつなぐ単一経路の紙幣搬送通路であって、前記紙幣挿入口から受け入れられ、釣り札として使用可能な第1の紙幣を、前記装置本体の内部を循環させて前記紙幣払出口に搬送可能な紙幣搬送通路と、

前記紙幣搬送通路上に着脱可能に設けられ、前記第1の紙幣を収納する第1の紙幣収納部と、

前記第1の紙幣収納部の下流側に設けられ、釣り札として使用されない第2の紙幣を収納する第2の紙幣収納部と、を備えることを特徴とする紙幣処理装置。

【請求項7】

前記第1の紙幣の二枚重ねを検出した場合に、二枚重ねの前記第1の紙幣を前記第2の紙幣収納部に収納することを特徴とする請求項6に記載の紙幣処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

(5) 本発明は、上記(4)の構成において、前記第2の搬送通路上に設けられ、前記第1の紙幣収納部に収納された前記第1の紙幣を繰出す紙幣繰出し機構をさらに備えることを特徴とする。

(6) 本発明は、紙幣処理装置であって、装置本体と、前記装置本体の正面に設けられる紙幣挿入口と、前記紙幣挿入口の近傍に配置され、前記装置本体の正面に設けられる紙幣払出口と、前記装置本体の内部に設けられた、前記紙幣挿入口と前記紙幣払出口とをつなぐ単一経路の紙幣搬送通路であって、前記紙幣挿入口から受け入れられ、釣り札として使用可能な第1の紙幣を、前記装置本体の内部を循環させて前記紙幣払出口に搬送可能な紙幣搬送通路と、前記紙幣搬送通路上に着脱可能に設けられ、前記第1の紙幣を収納する第1の紙幣収納部と、前記第1の紙幣収納部の下流側に設けられ、釣り札として使用されない第2の紙幣を収納する第2の紙幣収納部と、を備えることを特徴とする。

(7) 本発明は、上記(6)の構成において、前記第1の紙幣の二枚重ねを検出した場合に、二枚重ねの前記第1の紙幣を前記第2の紙幣収納部に収納することを特徴とする。